



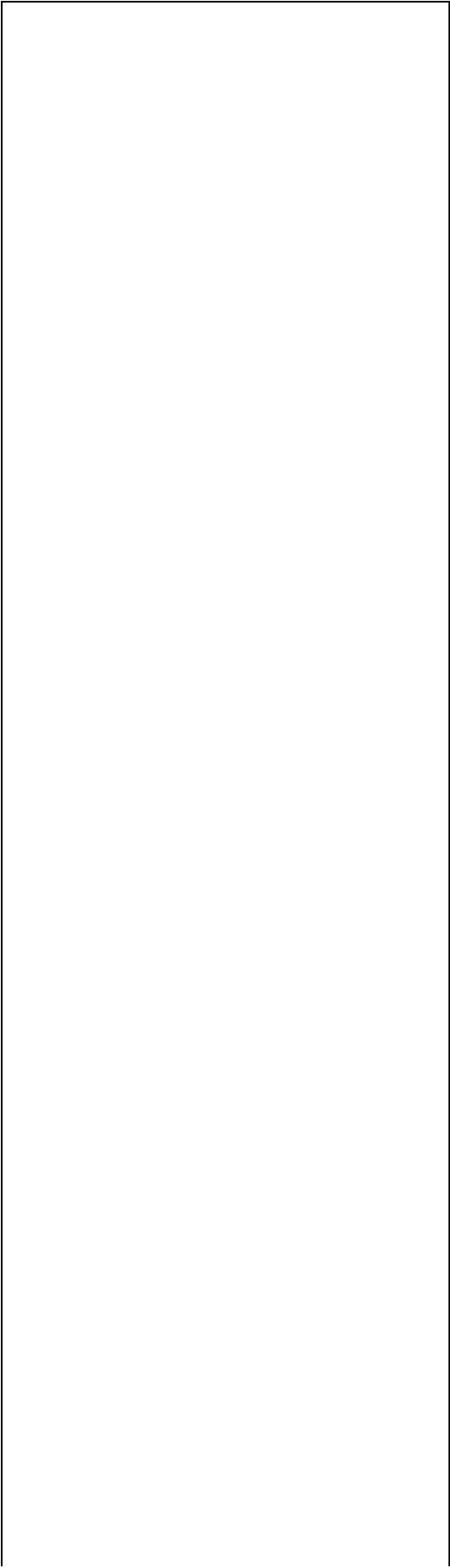


## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

--	--





--	--

--	--



--	--

本号の規定にかかわらず、当該規定に従い代替参照レート決定期間内に代替参照レートを決定することができないと当社が判断した場合、当社は、その後に当社が代替参照レートを決定できると判断した日(以下「代替参照レート決定可能判断日」という。)の直後の利率基準日の直後の支払期日の60日前の日から、代替参照レート決定可能判断日の直後の利率基準日の午前11時より前までの期間内に、フォール







### 3 社債管理者の不設置



(3) 本社債の社債要項に反する支払  
E03606)





12 元利金の支払

本社債の元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。









- (8) 本項第6号または第7号にもとづき支払期日に支払われなかった本社債の利息は繰り延べられず、当該支払期日において、当社の本社債にもとづく当該利息の支払義務の効力は将来に向かって消滅するものとする。
- (9) 当社は、本項第6号または第7号にもとづき支払期日に支払うべき本社債の利息の全部または一部の支払を行わない場合、第6号の場合については当社が支払を行わないこととした本社債の利息の金額、第7号の場合については利払可能額制限が生じた旨および利払可能額、当該支払期日ならびに当社が第6号または第7号に従い当該支払期日において本社債の利息の全部または一部の支払を行わず、その支払義務の効力は将来に向かって消滅することを、当該支払期日の10銀行営業日前までに、別記「(注) 繰り延べられた本社債に」

--	--













#### 4 財務代理人

- (1) 当社は株式会社三菱UFJ銀行(以下「財務代理人」という。)との間に2024年3月1日付株式会社三菱UFJ銀行とE03606)



(3) 本社債の社債要項に反する支払

債務免除事由が発生した後、本社債にもとづく元利金(損失吸収事由が発生した場合においては、本項第1号にもとづき免除された支払義務に係る本社債の元利金部分に限る。)の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に対して返還するものとする。

(4) 相殺禁止

債務免除事由が発生した場合、本社債にもとづく元利金(損失吸収事由が発生した場合においては、本項第1号にもとづき免除された支払義務に係る本社債の元利金部分に限る。)の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。





- 12 元利金の支払  
本社債の元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。
- 13 社債要項の公示  
当社は、その本店に本社債の社債要項の写を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

--	--	--



なお、各本社債の免除後元金額が1円となりこれが継続している間は、本社債には利息はつきません。  
実質破綻事由または倒産手続開始事由の場合について

(5) 利払いの停止に関するリスク



(8) 規制および規制の変更に関するリスク

「バーゼル : より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」にもとづく自己資本比率規







